

保育園（所）・認定こども園（保育利用）

平成31年度 入所申請のご案内（新規・転園）

◇◆◇平成31年度から新規に保育利用を希望される方や転園希望の方、すでに認定番号をお持ちで平成31年1月以降の利用施設が決まっていない方が対象です。◇◆◇

入所申込について

1 申請のながれ

- ①受付期間：平成30年11月1日（木）～平成30年11月22日（木）
- ②面談：平成30年12月3日（月）～平成30年12月14日（金）
- ※面談の通知は行いません。期間中のご都合の良い時間にお子様とご一緒にお越しください。
なお、面談に来られない場合、入園（所）の決定ができませんので、ご注意ください。

時間	土・日を除く8:30～17:15（こどもセンターのみ金曜日は19:00まで）
場所	津山すこやか・こどもセンター及び希望園の最寄りの支所市民生活課

- ③入所調整：書類審査等の結果、児童の家庭での保育が困難と認められた場合に保育の必要性の高い児童から利用園（所）の調整を行います。
- ④調整結果の通知：平成31年2月下旬ごろ送付予定
- ⑤保育料決定通知：平成31年4月中旬ごろ通知予定

2 提出書類

平成31年度から新規に保育利用を希望される方	転園希望及び平成30年度中の施設利用が決まっていない方
<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どものための教育・保育給付支給認定申請書 ・ 平成31年度特定教育・保育施設利用申請書 ・ 平成31年度入所申請確認書 ・ 保育を必要とする理由の書類※① 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どものための教育・保育給付認定現況届 ・ 平成31年度特定教育・保育施設利用申請書 ・ 平成31年度入所申請確認書 ・ 保育を必要とする理由の書類※①

※①保育を必要とする理由の書類

父母の平成31年4月1日時点の内容(予定含む)を、子どものための教育・保育給付支給認定申請書の裏面に貼付してください。(複数人申請する場合は、コピー可。ただし一人分は必ず原本)

※平成30年1月2日以降津山市に転入の方は、子どものための教育・保育給付に係る支給認定申請に関する個人番号(マイナンバー)届出書を後日こども課へ提出していただくよう、ご案内します。すでにご提出済みの場合は必要ありません。

保育を必要とする理由	必要な書類
就労(内職を含む)・就労予定	○在職・内職(予定)証明書
自営業・農業等	○自営業等従事申立書
妊娠・出産	○出産申立書 ○母子手帳の父母の氏名記載ページと分娩予定日記載ページのコピー
保護者の疾病、障害	○病気等申立書および意見書 ○身体障害者手帳の写し、療育手帳の写し、介護保険被保険者証の写し等のいずれか※介護保険被保険者証は介護認定の記載されたものに限ります。
親族の介護、看護	○介護(看護)申立書および意見書 ○身体障害者手帳の写し、療育手帳の写し、介護保険被保険者証の写し等のいずれか※介護保険被保険者証は介護認定の記載されたものに限ります。
災害復旧	○り災証明等、り災したことがわかるもの
保護者の就学(通学予定含む)	○就学申立書 ○在学証明書等在学していることがわかるもの
求職活動(起業準備含む)	求職活動状況申立書
育児休業中	在職・内職(予定)証明書

3 申請書提出先 : 津山市内の保育園(所)、認定こども園、こども課、各支所市民生活課

- 提出書類について「記入漏れ」や「添付書類がない」などの不備がある場合、受け付けできません。
- 各園(所)の提出期間を守ってご提出ください。
- 兄弟姉妹同時に申請する場合は、児童1人につき1枚の用紙を用いてください。

4 保育を利用できる方

児童が園での集団生活に支障がなく、保護者が次の要件に該当する認定を受けた場合です。

- ① 1ヶ月に48時間以上労働することを常態としていること。
- ② 妊娠中、または出産後間がないこと。
※認定期間は、予定日の前8週の属する月の初日から出産後8週の属する月の末日まで。
- ③ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- ④ 同居または長期入院等している親族の介護・看護をしていること。
- ⑤ 震災、風水害、火災、その他の災害の復旧にあたっていること。
- ⑥ 就学していること。(職業訓練校等における職業訓練を含む。)
- ⑦ 求職活動(起業準備を含む)であること。
※認定期間は、認定開始日から90日目の属する月の末日まで。
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあると認められること。
- ⑨ 育児休業中(父または母の育児休業開始日に、すでに在籍している児童であること。)
※認定期間は、育児休業対象児が1歳6ヶ月になる年度末まで。
- ⑩ その他津山市が認める事由に該当するもの。
※日常の家事・育児は保育の利用を必要とする要件にはなりません。

支給認定等について

1 支給認定証

津山市において、保育の必要性を審査し「支給認定証」を平成31年2月下旬ごろ交付します。

※「支給認定証」は、大切な書類ですので認定期間内は保管をお願いします。

2 認定区分

年齢	認定区分	保育の必要量
満3歳以上	2号認定	保育標準時間・保育短時間
満3歳未満	3号認定	保育標準時間・保育短時間

3 保育の必要量

保育を利用できる要件や、要件に関する1ヶ月の時間等によって決定されます

保育の利用を必要とする要件	保育の必要量	利用できる保育時間
1ヶ月に120時間以上労働等を常態としていること。 妊娠中、または出産後間がないこと。 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。 震災、風水害、火災、その他の災害の復旧に当たっていること。 虐待やDVのおそれがあること	保育標準時間	1日11時間まで +必要に応じた延長保育
1ヶ月に48時間から120時間未満労働等を常態としていること。 求職活動(起業準備を含む)であること。 育児休業中	保育短時間	1日8時間まで +必要に応じた延長保育

就労で1ヶ月の勤務時間が120時間未満の方でも勤務形態が次の①～④に該当するときは標準時間認定できる場合があります。ご希望の方は支給認定申請書または現況届の保育必要量の区分認定に係る希望欄に○印を記入してください。

- ① 1ヶ月の就労時間が120時間に満たないが、1日の就労時間が8時間を超える勤務を常態としている場合
- ② 1日の就労時間は8時間未満であるが、勤務時間帯が保育短時間認定にかかる利用時間帯（8：30～16：30）を超える勤務を常態としている場合
- ③ シフト制勤務のため、勤務時間帯がまちまちであるが、主としている勤務時間のうち最も早い勤務開始時刻と最も遅い勤務終了時刻との差が8時間以上ある場合
- ④ 1ヶ月の就労時間が120時間に満たないが、往復の通勤時間を含め1ヶ月の就労時間を計算すると120時間を超える場合

利用施設決定について

- 保育の必要性の高い児童から各園（所）の入所可能児童数に応じて入所を決定します。
- 園（所）の定員に余裕がない場合や保育の体制が整っていない場合は、希望の園に入所できないことがあります。

入園後に必要な手続きについて

1 申請内容に変更が生じた場合

保育を必要とする理由やその内容が変更となる場合は、届出が必要です。

「子どものための教育・保育給付支給認定変更申請書」に「支給認定証」を沿えてこども課に申請してください。

変更内容（例）

- 妊娠し、母子手帳を受け取ったとき
- 育児休業の取得や、終了するとき
- 仕事をやめて、次の仕事を探すとき
- 求職活動中に就労したとき
- 世帯構成（姓の変更を含む）、住所などが変更になったとき

など、変更があった場合は速やかに手続きをしてください。

変更申請に必要な書類は下記のとおりです。

届出事項	必要書類
出産する場合 （産前産後休暇を取得する場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出産申立書 ・ 母子手帳の写し（父母の氏名記載ページ・分娩予定日記載ページ） ・ 交付済みの支給認定証
育児休業を取得する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在職証明書、交付済みの支給認定証
産休から復職する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在職証明書、交付済みの支給認定証
就労先・就労時間等を変更する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在職証明書、交付済みの支給認定証
離職する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 求職活動状況申立書、交付済みの支給認定証
住所変更する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付済みの支給認定証
家族構成変更する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付済みの支給認定証
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他必要な書類、交付済みの支給認定証

2 認定期間中の退園（所）の場合

認定期間中で入園（所）理由がなくなり家庭で保育できる場合や市外に転出した場合は、退園（所）になります。その月に全く登園がなかった場合は、前月末日で退園（所）になります。「退園届」をご提出ください。

提出先：こども課・こども課分室・各支所市民生活課・在籍中の園（所）のいずれか

保育料について

1 保育料決定について

- 保育料は原則、父母の市（区）町村民税額及び児童の年齢等により決定します。ただし、父母以外が家計維持の主体である場合は、家計維持主体者の市（区）町村民税額によって決定します。
- 算定基準額の切り替え等に伴い保育料が変わる場合があります。（保育料の切り替えは毎年度9月です。）

平成31年度	4月から8月分の保育料	9月から3月分の保育料
	平成30年度(29年分) 市（区）町村民税	平成31年度(30年分) 市（区）町村民税

○保育料決定通知は4月中旬に在籍している園（所）を通じて送付します。

2 多子軽減について

- 園児が世帯の第3子以降の場合、保育料は0円となります。
- 園児が世帯の第2子の場合は次のとおりです。

階層区分	兄弟等を含めて2番目に年齢の高い児童
2	0円
3~8	0歳児~2歳児・・・保育料表の2分の1の額 3歳児~5歳児・・・0円 (第8階層は、市町村民税額57,700円未満)
8~18	幼稚園、保育所等へ通園している兄弟がいる場合、保育料表の2分の1の額 (第8階層は、市町村民税額57,700円以上)

- 減免を受けるには、在園(籍)証明書の提出が必要な場合があります。
対象者は4月以降に証明書を次の場所にご提出ください。
提出先：こども課・各支所市民生活課・在籍中の園(所)のいずれか
※用紙は、こども課・こども課分室・各支所市民生活課・園(所)にあります。
対象者

兄弟姉妹が通園(所)しているところ	在園証明書提出について
私立幼稚園、特別支援学校幼稚部	要
障害児通所支援事務所	通所受給者証または福祉サービス受給者証の写し

- ※ 該当の方で証明書の提出がない場合は、減免を受けることができません。
- ※ 5月以降に差額分を4月に遡って精算します。

3 納付について

- 保護者には保育料を納付する義務があります。保護者が複数いる場合、通常、申込者欄に明記してある保護者のみに保育料についての連絡をいたしますが、他の保護者に対しても、同じ連絡を行ったものと見なします。また、一保護者から津山市に対する連絡は、保護者の総意として取扱い、他の保護者に対し確認の問合せ等をしないことがあります。
- 正当な理由がなく保育料を滞納した場合は法的措置を執りますので保育料は期限内に納入してください。

◇◇◇ご不明な点がございましたら、こども課幼児教育係までお問い合わせください。◇◇◇
【お問い合わせ先】 津山市役所 こども課幼児教育係 津山すこやか・こどもセンター1階
電話 0868-32-7028